

えひめ森林公園管理条例を次のように公布する。

えひめ森林公園管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、えひめ森林公園（以下「公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務等)

第2条 公園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県民の保健、休養及び森林体験の場の提供に関すること。
- (2) 森林及び林業に関する資料の展示に関すること。
- (3) 森林及び林業に関する学習活動の指導に関すること。
- (4) その他必要な業務

2 公園の施設は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者が行う業務)

第3条 公園の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) 公園の利用の許可(第9条第1項の許可に限る。)に関すること。
- (3) 公園の利用の促進に関すること。
- (4) 公園の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (5) その他知事が定める業務

(開園時間等)

第4条 公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、キャンプ場は、終日利用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときはあらかじめ知事の承認を得て、又は知事が特に必要があると認めて指示するときは、第1項の開園時間及び前項の利用時間を変更することができる。

(休園日等)

第5条 公園の休園日は、1月1日から4日まで及び12月28日から31日までとする。

2 次の表の左欄に掲げる施設の利用期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

キャンプ場	6月1日から9月30日まで
実習用苗畑	3月1日から11月30日まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に公園を利用させることができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、第1項の休園日及び第2項の利用期間を変更することができる。

(自由利用)

第6条 公園は、別表第2に掲げる施設、県民参加の森(森林体験活動(伐採、下刈り、枝打ちその他の知事が定める活動をいう。以下同じ。))のため利用する場合に限る。)及び管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(禁止行為)

第7条 公園を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他の危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置
- (6) 指定された場所以外の場所における次に掲げる行為
 - ア 立木竹の伐採又は植物の採取
 - イ キャンプ
 - ウ たき火
 - エ 車の乗入れ又は駐車

2 前項の規定は、第9条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の当該許可に係る行為については、適用しない。

(入園の制限等)

第8条 指定管理者は、公園を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園への入園を禁じ、その利用を制限し、又は退園を命ずることができる。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 公園の保安、風紀秩序又は衛生を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 公園の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

2 前項第3号の規定は、利用者の当該許可に係る行為については、適用しない。

(利用の許可)

第9条 別表第2に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 県民参加の森を森林体験活動のため利用しようとする者は、知事の定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、公園の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

4 前項の規定は、第2項の許可について準用する。

(許可の基準)

第10条 指定管理者は、別表第2に掲げる施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 公園の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公園の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

2 前項の規定は、前条第2項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第9条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第9条第2項の許可について準用する。

(損害賠償等)

第12条 自己の責めに帰すべき理由により、公園の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

別表第1 (第2条関係)

1	森林学習展示館
2	フィールドアスレチック
3	キャンプ場
4	実習用苗畑
5	県民参加の森
6	樹木園
7	山菜栽培園
8	きのこ栽培園
9	昆虫観察飼育施設
10	自然観察道
11	駐車場
12	その他の施設

別表第2 (第6条、第9条、第10条関係)

1	森林学習展示館研修室
2	フィールドアスレチック
3	キャンプ場
4	実習用苗畑